みたか社協60周年 Mitaka Shakyo 60 Anniversary

市民ふくし講座

権利擁護センター みたか

『ご存知ですか？成年後見制度』

三多摩地域で後見業務を行っている「東京司法書士会三多摩支会」の司法書士が、寸劇とミニセミナーで成年後見制度（法定後見制度）についてわかりやすく説明します。

法定後見制度とは・・・

判断能力が十分ではない場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方が預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけに任せると、本人にとって不利益な結果を招く恐れがあります。

そこで、精神上の障がいによって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、援助者が本人のために活動するのが法定後見制度です。

手話通訳あり

日時 平成29年9月30日（土）
午後2時～4時

会場 元気創造プラザ3階 福祉センター会議室

内容 寸劇、ミニセミナー

定員 60名（定員になり次第受付終了）

対象 市内在住・在勤・在学の方

申込 電話または申込書（裏面）をFAX

問合せ **申込み**

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会 権利擁護センターみたか
住所：三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階 福祉センター
電話：0422-46-1203FAX：0422-71-2053 メール：kenri-mitaka@mitakashakyo.or.jp

H29.9.30　市民ふくし講座　参加申込書

FAX:０４２２－７１－２０５３

ふりがな			
氏　名			
住　所			
電話番号		FAX番号	

【会場】

三鷹市社会福祉協議会の会員募集中！

みたか社協では、三鷹の福祉・ボランティア活動を支援する会員を募集しています。年額一口500円から会員になれます。入会申し込みは、本会総務係（46－1108）までお問い合わせください。